4　第二項第三号、第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

第三条　規則九―三〇第十九条第一項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項各号（第二号を除く。）に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第二項各号（第二号を除く。）に定められた額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

（検討）

2　第二条に規定する災害応急作業等手当の特例については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害の状況の変化等を踏まえ、その在り方を検討するものとする。

告　示

○総務省告示第二百三十二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第二条第一項の表以外の部分中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（法第百五十条第一項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）」に改め、同項の表中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第三項、第五項及び第七項から第九項までの規定中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第三条、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、第六条、第七条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項、第八条第一項、第二項、第四項及び第六項、第九条第一項から第三項まで及び第七項、第十一条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第十二条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、別表第一並びに別表第二の規定中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

附　則

この告示は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○法務省告示第三百二十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年七月十六日から効力を生ずる。

平成二十三年六月二十九日

法務大臣　江田　五月

香川県香川郡直島町長

○法務省告示第三百二十五号

大分県佐伯市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年七月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、佐伯市役所又は大分地方法務局佐伯支局に照会すること。

平成二十三年六月二十九日

法務大臣　江田　五月

大分県南海部郡因尾村大字因尾八百六十一番地の二

柳井　喬

○法務省告示第三百二十六号

秋田県由利本荘市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十三年六月二十九日

法務大臣　江田　五月

秋田県本庄市玉ノ池字上下野四十二番地

小番善三郎

○外務省告示第二百二十七号

平成二十三年六月二十日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　中山喜弘在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　ハムラーハン・ザリフィ外務大臣

平成二十三年六月二十九日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百二十九号

平成二十三年六月十四日にハノイで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年六月二十九日

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四百九億四千六百万円（四〇、九四六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）1欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表3欄、付表4欄及び付表5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、JICAが当該借款契約に係る付表1欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

○外務省告示第二百二十八号

平成二十三年六月二十日にマナグアで、マナグア―エルラマ間橋梁架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マナグア―エルラマ間橋梁架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億七千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　柴崎二郎在ニカラグア大使

ニカラグア側　サムエル・サントス・ロペス外務大臣

平成二十三年六月二十九日

外務大臣　松本　剛明